

各種医療費助成事業の受給者証は届いていますか

町では、北海道と共同で医療費の助成事業を実施していますが、この受給者証は毎年7月に更新しています。現在助成の対象になっている方には、7月下旬に送付していますが、届いていない方は役場担当まで問い合わせ願います(各種助成事業については、下記または役場ホームページをご覧ください)。

乳幼児等医療費助成事業

助成の対象を中学生まで拡大しています

小学生以上の方には受給者証は交付していません。今までどおり医療機関等で支払いを済ませてから、その領収書を役場に持参して医療費の請求をしてください。



ひとり親家庭等医療費助成事業

父子家庭の方も、助成の対象になります

ひとり親家庭で、18歳未満の児童・生徒及びその児童等を養育をしている方が対象です。住民税非課税世帯の方は、児童等が20歳未満まで対象となります(ただし、学生等は在学証明書等が必要です)。医療機関で受給者証を提示することで、医療費の助成が受けられます。ただし、親の外来は支払いを済ませてから、領収書を持参して役場に請求してください。

重度心身障がい者医療費助成事業

身体障害者手帳の1～2級と3級(ただし、3級は内臓疾患に限る)療育手帳「A」判定の方などで、医療機関で受給者証を提示することで、医療費の助成が受けられます。

後期高齢者医療被保険証を交付されている(65歳以上で一定の障がいのある方)住民税課税世帯の方は、1割の自己負担となりますが、後期高齢者医療保険も同じ1割の窓口負担ですので、受給者証は交付されません。

ひとり親家庭及び重度心身障がい者医療助成の各受給者(中学生まで)で、住民税課税世帯の方は医療費の1割を自己負担しています。乳幼児等医療費助成と同様に、役場に領収書を持参して請求することで1割分の助成が受けられます。

小学生以上の方で乳幼児等医療費助成を受ける方、新たに助成の対象となる方は、役場担当に申請してください。健康保険証と印鑑、身体障害者手帳等持参願います。

各種医療費の助成は、受診月から2年以内です。早めに申請してください。所得制限を超える方は、医療費助成の対象とならない場合があります。

問い合わせ先

保健福祉課健康医療グループ福祉医療担当 ⑨番窓口 ☎76-2151(内線229)

お知らせ

information

インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。
住民企画グループ ☎ 76-2151
FAX 76-2976

功労者・善行者及び文化・スポーツ賞の推薦について
町と教育委員会では11月3日の文化の日に、町政の発展や振興に貢献し、その推進に寄与された方や他の模範となるような行いをされた方、文化活動やスポーツ活動で顕著な功績を残された個人と団体の方に、毎年表彰を行っています。
清掃活動や地域への奉仕活動など、目立つことなく善行を長年にわたり行っている人

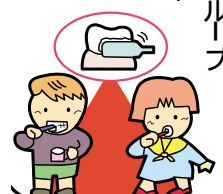
がありましたら、町へ推薦してください。
表彰の種類

- ・功労表彰(自治・消防・産業開発・社会福祉・教育文化)
- ・善行表彰
- ・文化賞、文化奨励賞
- ・スポーツ賞、スポーツ奨励賞
- 推薦締切日 9月3日(月)
- 推薦先
- ・功労と善行 総務課庶務グループ
- ☎ 76-2151(内線209)
- ・文化とスポーツ 中央公民館社会教育グループ
- ☎ 76-2713

むし歯ゼロのお友だちを紹介しします

6月19日に実施した3歳児健診で、むし歯ゼロのお友だちを紹介しします。
渡辺 郷くん(緑町)
金内 来暖くん(旭町)
兼平 陽季くん(旭町)
大松 莉緒ちゃん(豊永)
問い合わせ先 保健福祉課健康医療グループ

☎ 76-2151(内線231)



土地の境界についての相談を受けています

お隣の土地との境界が分からなくて困っている、測量した境界の位置に納得してもらえない等、土地の境界については、認識の違いからたびたび問題が起きます。法務局では、こういった場合の対応のアドバイスをしていますので気軽に「相談ください」。

また、相談内容によっては法務局で行っている「筆界特定制度」を利用して解決できるかもしれません。「筆界特定制度」は、法務局で扱っている土地の境界(筆界)の現地における位置を特定する制度で、「裁判より手続きが簡単」「資料収集の負担が軽減される」などの利点があります。

申請人となるのは、土地の所有権の登記名義人(登記上の所有者)等となります。費用は、申請の手数料と、必要がある場合に行う測量の費用となります。

問い合わせ先
釧路地方法務局登記部門
筆界特定室
☎ 0154-315027
釧路地方法務局北見支局
☎ 0157-236160

核のない平和な世界を願って



「非核・平和の町宣言」の決議

世界の恒久平和と豊かで安全な地域環境を守ることは、全世界の共通の願いであります。

この切なる人類の願いにかかわらず、今なおこの地球上には大量の核兵器が蓄積され、核実験・核競争が行われ、この脅威から解放されておりません。核兵器の使用は地球を破壊し、すべての人類、すべての文明を破滅させるものであります。

世界唯一の被爆体験国である日本国民は、この過ちを再び繰り返さないために、核兵器の廃絶を世界に訴え続け、核競争に歯止めをかけなければなりません。

愛林の町を宣言している私たち津別町民は、緑豊かな自然と郷土を守り子孫に伝えるためにも、非核三原則の作らず・持たず・持ち込ませずの理念を尊重し、恒久平和の実現を願い、ここに「非核・平和の町宣言」をする。

以上、決議する。

平成10年9月25日

北海道網走郡津別町議会

今年で67回目の終戦記念日を迎えます。しかし、今なお広島・長崎の原爆の後遺症に苦しむ多くの人たちがいます。

核も戦争もない平和な世界は人類の願いですが、テロと報復戦争が繰り返されています。

津別町は、平成10年9月に左記の「非核・平和の町宣言」を行い、核兵器



平成14年に建立された「平和の碑」

の廃絶を訴えています。また、平成14年には幸町の忠魂碑跡地に「平和の碑」を建立し、恒久平和の実現を願っています。さらに、平成21年に、連帯して世界恒久平和の実現を願う「平和市長会議」に加盟しました。